

株式分割に関する基準日設定公告

2022年9月15日

株主各位

横浜市港北区大倉山1丁目14番11号
フォーライフ株式会社
代表取締役 奥本 健二

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、2022年10月1日（土曜日）をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2022年9月30日（金曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年10月1日（土曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を7,200,000株から14,400,000株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後にご所有株式に関するご案内は、2022年10月下旬頃にお届出住所にお送りする予定です。
2. 2022年10月3日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。